

令和7年度 国民年金保険のお知らせ

■令和7年度国民年金保険料／月額 17,510 円

■保険料の免除・猶予となる制度／

年金の納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れない場合があります。

所得が少ない場合や、学生である、失業・事業の廃止（廃業）などの理由で納付が難しい場合は、保険料の免除・猶予となる制度があります。

■国民年金保険料免除等の申請／

●学生納付特例申請

令和7年度の受付は4月から開始しています。

【申請場所】保険健康課保険年金担当窓口（役場2階）

【申請に必要なもの】学生証

※令和6年度学生納付特例申請をして、今年度も学生の方には、日本年金機構よりハガキ形式の申請書が届きますので、必要事項を記入し投函ください。（令和6年12月以降に初めて学生特例の手続きをした方は、ハガキが届かない場合があるため、引き続き学生納付特例を希望される方は、学生証を持参のうえ改めて申請してください）

●一般免除申請

令和7年度の受付は7月から開始します。

【申請場所】保険健康課保険年金担当窓口（役場2階）

対象	申請に必要なもの・申請方法
2年以内の失業による免除申請	雇用保険受給者証や離職票
収入による全額免除	自動継続（手続き不要）
猶予が承認されている人	
収入による一部免除が承認されている人	7月以降に申請

■産前産後期間の国民年金保険料が免除

出産予定日または出産が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になり、出産予定日の6か月前から手続きができます。産前産後期間の届出による免除をされた場合でも、将来の年金受給額は減りません。

【対象】

平成31年2月1日以降に出産された国民年金第1号被保険者の人

※厚生年金の被保険者の人は、事業所に申出ください。事業主が手続きを行います。

※被扶養者の人（3号被保険者）は、年金保険料の負担がないため、免除に該当しません。

【必要なもの】

・親子（母子）健康手帳（出産予定日が確認できるもの）

・本人確認書類

■退職者は年金の切替え手続きが必要

20歳以上60歳未満の人が退職し、農業者、自営業、学生、フリーター、無職等になった場合には、国民年金第1号被保険者（または3号被保険者）への切り替え手続きが必要です。

マイナポータルを利用した国民年金の加入
手続・保険料免除申請等の
電子申請もできます。詳細
は、日本年金機構のホーム
ページをご覧ください。



●問い合わせ／保険健康課 ☎ 093・434・1848

資源ごみの分別にご協力ください

ごみの分別は「環境にやさしい町」への第一歩

資源ごみの中に写真のような石が混入していました。

みなさんはこれを見てどう感じましたか？

このような異物が混入していると資源ごみのリサイクルに大きな支障が生じますので、正しい分別をお願いします。

石は回収できませんので、自己処理か環境課に相談してください。



●問い合わせ／環境課 ☎ 093・434・1834

子宮頸がん予防ワクチン接種のお知らせ

子宮頸がん予防ワクチン

■定期接種／

【対象】接種時に苅田町に住民票がある小学校6年生～高校1年生相当年齢の女子

※令和7年度は平成21年4月2日～平成26年4月1日生まれ

【接種期間】小学校6年生の4月1日～高校1年生相当になる年度の3月31日まで

■キャッチアップ接種／

【対象】①②の両方に該当する人

①平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれの女子

②キャッチアップ接種期間中（令和4年4月1日～令和7年3月31日）に1回以上接種した人

【接種期間】令和8(2026)年3月末まで

■持っていくもの／

- ①親子（母子）健康手帳
- ②本人確認ができるもの（健康保険証など）

■費用／無料

（対象者が定期接種期間内に福岡県広域予防接種実施医療機関で接種した場合に限りです）

■接種回数／全3回

通常全3回の接種の完了までには約6か月の期間がかかります。接種期間内に終わるよう、計画的に接種を進めましょう。詳しくは町ホームページをご確認ください。



麻しん・風しんの定期予防接種の接種期間延長

！麻しん風しん混合ワクチン（MR ワクチン）の供給が不安定になっている状況により、次の対象者のうち、令和7年3月31日までに接種ができなかった人について、接種対象期間を2年延長します。

■対象／

①第1期の対象者／令和6年度内に生後24月に達する、または達した人

②第2期の対象者／平成30年4月2日から平成31年4月1日生まれの人（令和6年度の第2期対象者）

③第5期の対象者／昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性のうち、令和7年3月31日までに抗体検査を実施し、風しんの抗体が不十分であった人（令和7年4月1日以降に抗体検査を実施した方は対象外）

※いずれにおいても、令和6年度に接種対象期間を迎えたものの接種を受けることができなかった人が対象となります。

■接種可能な期間／4月1日から令和9年3月31日までの2年間



上記のワクチンを接種できる医療機関（※要予約）

医療機関		子宮頸がん	MR ワクチン	医療機関		子宮頸がん	MR ワクチン
青木内科	093・435・0707		○	佐々木クリニック	0930・23・5529	○	○
いけだクリニック	093・436・1385		○ ※5期のみ	重見医院	093・436・1038	○	○
いのうえ内科	093・482・4159		○ ※5期のみ	たじり消化器肝臓内科	093・436・0138		○ ※5期のみ
小波瀬病院 （中学生まで）	0930・24・5211	○	○ ※1・2期のみ	たじり小児科医院	093・434・1938	○	○
桑原医院	093・436・0403	○	○	田添医院	093・434・1215		○ ※5期のみ
御所病院	0930・26・4311		○ ※5期のみ	なかむらクリニック	093・435・2720	○	○ ※1・2期のみ

●問い合わせ／パンジープラザ ☎ 093・436・5115

令和7年度 軽自動車税に関するお知らせ

軽自動車税（種別割）は、原付自転車や軽自動車などの所有者にかかる税金です。納税義務のある方には、4月下旬に軽自動車税の納税通知書をお送りしますので、期限内の納付にご協力ください。

■納税義務のある人／4月1日（賦課期日）現在で、町内の主な定置場に軽自動車などを所有している人

■納税方法／4月下旬に納税通知書を発送するので、6月2日⑩までにお納めください（口座振替可）。
※軽自動車税は月割課税制度がありません。そのため、4月1日現在の所有者に課税されることになり、4月2日以降に廃車届などをしてその年度分の税金は全額納税が必要となりますのでご注意ください。

■納税証明書の有効期限

納税証明書年度	有効期限
令和6年度	令和7年6月1日
令和7年度	令和8年5月31日

※車検時には車検場においてオンラインで納税確認ができるため納税証明書の提示は基本的には必要ありません。なお、納付情報の反映に2週間程度かかる場合があるため、車検を受ける人で令和6年度の軽自動車税を直近で支払った人は納税証明が必要になる場合があるためご連絡ください。

■二輪の軽自動車納税証明書送付（口座振替や電子決済をした人）／6月2日の納付を確認した後、6月中旬以降に別途送付いたします。

※納税証明書が届くまでの間に車検等で必要な場合は、記帳された通帳、またはスマートフォンでの決済履歴画面を確認させていただいてからの発行となります。お手数ですが、納税が確認できるものをご持参の上、6月2日以降に税務課窓口へお越しください。

■減免申請／身体障害者手帳等を持っている人は、軽自動車税が減免される場合があります。減免を受ける場合は6月2日⑩までに必要書類を持参して申請してください。
【必要書類】減免対象となる手帳（身障者手帳・戦傷病者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳）、運転する人の運転免許証、車検証

※減免は対象者一人につき一台です。普通車で減免を受けている人は軽自動車での減免は受けられません。

※現在減免を受けている人で、引き続き減免を受ける場合は、4月中旬に送付した現況届を返送することで更新手続きができます。現況届がお手元に届かない場合は税務課までご連絡ください。なお、所有者などの変更があった場合は、新たに減免の申請が必要です。

軽自動車税（種別税）の税率

■原動機付自転車・二輪車などの税率

原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	125cc以下かつ最高出力4.0kW以下	2,000円
	ミニカー	3,700円
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕用	2,400円
	その他	5,900円

■四輪以上・三輪の軽自動車の税率

			平成 27 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査を受けた車両	平成 27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両	最初の新規検査から 13 年を経過した車両
三輪（660cc 以下）			3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪以上（660cc 以下）	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

軽自動車税（種別税）の軽減と重課税

■グリーン化特例／令和3年4月1日～令和8年3月31日までに新車新規登録した四輪以上または三輪軽自動車で、一定の環境性能があるものは、当該年度の翌年度分の税が軽減されます。

■重課税／軽自動車のグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した四輪以上または三輪の軽自動車は約20%の重課税率が適用されます。

●問い合わせ／税務課 町民税担当 ☎ 093・434・1115

ご存じですか？ 苅田町社会福祉協議会（社協）

■社会福祉協議会ってどんな団体？

社会福祉協議会は、社会福祉法にもとづいて地域福祉の推進を図ることを目的として設立された、民間の社会福祉法人です。地域の皆さんや行政、企業などと協力して困りごとの解決や困りごとを解決する仕組みづくり、また、支え合いの地域づくりを目指した活動に取り組み、地域の人びとが住み慣れた地域で安心して生活することができるよう様々な活動を行っています。

■苅田町社会福祉協議会って何をしているの？

たとえば、小地域福祉活動をはじめとした支え合いの地域づくりに取り組んでいます。小地域福祉活動は、行政区を活動範囲としてそこに生活する住民が地域の福祉課題を自分たちの問題としてとらえ、子どもからお年寄りまですべての町民の皆さんが、住み慣れた地域で生活していけるよう、安全安心の福祉のまちづくりを目指した活動を行っています。

●問い合わせ／社会福祉法人 苅田町社会福祉協議会 ☎ 093・434・3641

生活の中での悩みや困りごとは社協にご相談ください！

「社会的孤立をさせない・しない地域づくり」を目指し「助けてと言える地域づくり、居場所づくり」を進めます

小地域福祉活動

☆ふれあいいきいきサロン活動



レクリエーションなどを通して、住民どうしのふれあいの機会をつくることで、孤立感・孤独感の解消を図るとともに助け合いや支え合いの気持ちを育む活動です。

☆訪問等見守り活動

ひとり暮らしの高齢者等を、隣組単位に配置された福祉委員や近隣住民が、訪問による声かけや安否確認により、困りごとを抱える人の問題を早期に発見し解決に結び付けていく活動です。



そのほか様々なご相談にお応えしています

たれでもできる ニコニコ体操 ふらつき予防！

ふらつきや転倒予防には、股関節周辺の筋肉を鍛える体操が効果的です。毎日コツコツ継続することで体のバランス力を高め、安定した歩行をサポートします。テレビを見ながらできる簡単な体操なので、いますぐ実践しましょう！



・横向きに寝て、手で体を支え安定させる
・片脚を上げて円を描くように、脚全体を回す



・膝を曲げて座り、手を後ろについて体を支える
・片脚を真っ直ぐ前に出し、床から少し持ち上げ、円を描くように、脚を回す

●問い合わせ／総合体育館 健康増進教室 ☎ 080・4079・4876

健康運動指導士が常駐しています（㊤㊦ 12～20時 ㊧㊨ 9～17時）。お気軽にお問い合わせください。